京都市生活支援サービス実態調査業務委託仕様書

1 基本事項

本書は、京都市生活支援サービス実態調査業務委託に関する仕様書である。

2 業務の背景・目的

本市では、新しい総合事業への移行は平成29年4月からを予定しており、移行後も、要支援の方をはじめ、必要な方に必要なサービスを適切に提供していけるよう、現在提供されている生活支援サービスの種類や量について、全市的な調査を行い、実態をきめ細かく把握するとともに、この調査の結果を踏まえ、今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討のうえ、新しい総合事業のサービス類型、基準、報酬等を決定し、事業者の指定等の手続きを進めることとしている。

本調査は、これまでに高齢サポート及び京都市社会福祉協議会が把握している生活支援サービスの事業者への実態調査を行い、現状のサービスメニューとボリューム、メニューや提供エリア拡大の意向、運営上の課題等を把握するものであり、本調査によって必要な方に必要な生活支援サービスを提供するための基礎資料とすることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成27年8月31日までとする。

4 業務内容

(1) 技術提案を求める範囲

事業者の詳細な実態把握及び総合事業への意向を確認するために必要となる調査項目,調査対象及び調査件数等の検討,調査票の回収率向上のための検討など,調査に係る提案を対象とする。

(2) 業務委託内容

- ア 調査の実施設計,準備,調査
 - ・ 調査項目を設定する。委託契約後は、本市と協議して調査項目を決定する。
 - ・ 対象事業所約900箇所(予定)について、調査員による訪問聞き取り調査等を実施する。
- イ 調査票等の作成, 印刷等
 - ・調査票を設計する。
 - ・ 調査票の印刷,封筒の作成及び調査票の封入等,調査に必要な物品の調達及び作業を 行う。
- ウ 調査結果の集計,分析,考察
 - ・ 調査結果のデータ入力、集計、分析を行う。

- エ 報告書の作成, 印刷
 - 報告書を作成する。
- オ 本市職員との打ち合わせ
 - ・ 適宜,本市職員と打ち合わせを行う。

5 本事業業務委託に係る成果物

次の物を成果物として本市に納品するものとする。

- (1) 京都市生活支援サービス実態調査に係る報告書(本冊及び電子データ)
- (2) 報告書作成に用いた資料集
- (3) 報告書の印刷等 本冊10部

6 留意事項

- (1) 実施体制の確保
 - ア 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、 本市と随時連携が図れるよう、連絡体制を組織的に確保すること。
 - イ 計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。
- (2) 権利の帰属

本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利はすべて本市に帰属するものとする。

(3) 再委託等の禁止

受託者は委託者の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この 契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならな い。

(4) その他

本業務を履行するにあたり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が 生じた場合は、受託者と本市とで協議を行うこととする。